

電気料金プラン定義書

【ビジネスちから】

2019年10月1日実施
京葉瓦斯株式会社

目次

1. 実施期日	- 1 -
2. 定義	- 1 -
3. 単位および端数処理	- 1 -
4. 適用条件	- 1 -
5. 供給電気方式、供給電圧および周波数	- 1 -
6. 契約電力	- 2 -
7. 適用開始日	- 2 -
8. 電気料金	- 2 -
9. 契約電力または電気料金プランの変更	- 3 -
10. ビジネスちからの定義書の変更および廃止	- 3 -
付則	- 4 -
1. ビジネスちからの定義書の実施に伴う切り替え措置	- 4 -
別 表	- 5 -
1. 燃料費調整	- 5 -
2. 契約主開閉器による契約容量および契約電力の計算方法	- 7 -
3. 契約負荷設備の総容量による契約容量および契約電力の計算方法	- 7 -

電気料金プラン定義書【ビジネスちから】（以下「ビジネスちからの定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、動力をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、ビジネスちからの定義書に定める基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

ビジネスちからの定義書は、2019年10月1日より実施します。

2. 定義

ビジネスちからの定義書において使用する用語の定義は、次のとおりです。なお、電気需給約款に定義される用語は、ビジネスちからの定義書においても同様の意味で使用します。

(1) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

3. 単位および端数処理

ビジネスちからの定義書において電気料金その他を計算する場合の契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。ただし、6の規定にて申し出た値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットとします。

4. 適用条件

ビジネスちからの定義書にもとづく電気料金プラン（以下「ビジネスちから」といいます。）は動力をご使用のお客さま向けのプランとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(2) 1需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または、契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約電流または、契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(3) ビジネスちからの定義書で定義される電気を電灯または小型機器に使用しないこと。

5. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は標準周波数50ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

6. 契約電力

- (1) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2の規定により計算された値、または、契約負荷設備の総容量にもとづき、別表3の規定により計算された値を参考に1年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。なお、契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約容量を決定する場合は、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。
- (2) 送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

7. 適用開始日

- (1) ビジネスちからの適用開始日は、電気需給約款6に規定する電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款9(1)に規定する需給開始日とします。
- (2) 電気需給約款29に規定する電気料金プランの変更の場合には、原則として、当社が変更を承諾した後に到来する電気の計量日とします。

8. 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表1(3)の規定によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計の1円未満の端数を切り捨てたものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量1キロワットにつき	1,024.39円
---------------	-----------

(2) 割引額

- ① ビジネスちからをご契約いただいている需要場所において、当社のマイホームあかり、マイホームあかり・ライト、またはビジネスあかりの定義書にもとづく電気料金プランのいずれか(以下「その他の電気料金プラン」といいます。)を締結している場合、②に規定する割引額を基本料金から差し引きます。
- ② 割引額は、(1)に規定する基本料金に③に規定する割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り上げたものとします。
- ③ 割引名称および割引率は次のとおりです。

ビジネス割	5.0%
-------	------

- ④ 原則、割引料金は電気の需給開始日より適用させていただきます。②、③の規定にかかわらず、電気の計量日において、新たにガスの使用を開始していない場合は、当該計量日を含む使用期間の割引額は0円とします。
- ⑤ 電気需給約款18の規定により電気料金を日割計算する場合、割引額は、日割計算後の基本料金に③に規定する割引率を乗じて算定するものとします。
- ⑥ お客さまが、①に規定する適用条件を満たさないことが判明した場合は、判明した日以降に到来する

付則

1. ビジネスちからの定義書の実施に伴う切り替え措置

当社は、2019年9月30日まで旧電気料金プラン定義書の適用があり、2019年10月1日以降ビジネスちからの定義書が適用されるお客さまについて2019年10月1日が含まれる料金算定期間の料金は、旧電気料金プラン定義書に基づき料金を算定するものいたします。

別 表

1. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

また、各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

燃料費調整単価

$$= (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格})$$

$$\times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000)$$

ロ. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

燃料費調整単価

$$= (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円})$$

$$\times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000)$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から 6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から 7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から 8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から 9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から 10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から 11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から 12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年 の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から 2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から 3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から 4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から 5月の計量日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.232円
------------	--------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)①に規定する各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②の規定によって計算された燃料費調整単価を当社ホームページに掲載します。

2. 契約主開閉器による契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。

- (1) 送配電事業者が技術上やむをえず、供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとする場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \div 1,000$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \div 1,000$$

3. 契約負荷設備の総容量による契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが負荷設備の総容量により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。

- (1) 契約負荷設備の容量が出力で表示されている場合などは、各契約負荷設備ごとに入力換算容量に換算します。なお、契約負荷設備が三相誘導電動機を使用する場合の入力換算容量は、下表により算出します。

入力換算容量 (kW)	
出力 (馬力)	× 93.3パーセント
出力 (キロワット)	× 125.0パーセント

- (2) 契約電力は、契約負荷設備の各入力についてそれぞれ次の①の係数を乗じて得た値の合計に②の係数を乗じて得た値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等、特別の事情がある場合は別途、お客さまと協議の上、総容量を定めます。

- ① 契約負荷設備のうち最大入力のものから

最初の2台につき	100パーセント
次の2台につき	95パーセント
上記以外のものの入力につき	90パーセント

- ② ①によって得た値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットを超える部分につき	70パーセント